

発議第 2 号

「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案の国会提出の中止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び2項の規定により、提出します。

平成29年3月10日 提出

三宅町議会議長 植 村 ケイ子 殿

三宅町議会議員

提出者 池 田 年 夫 

賛同者 松 本 健 

賛同者 森 内 博 セ 

# 「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案の国会提出の中止を求める意見書（案）

安倍政権は、「共謀罪」法案を今通常国会で成立させようとしています。これまで過去3度国会に提出し、そのたびに国民の大きな反対によって廃案になったものです。政府は、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けての「テロ対策」であることを前面に押し出し、国際組織犯罪防止条約を批准するために、共謀罪の導入が不可欠だと説明していますが、現行法で批准は可能であり、新たに法案をつくる必要はないと言われています。今回の「共謀罪」法案は次のような重要な問題点があり、人権を侵害する法案です。

第一に「共謀罪」法案は、憲法で保障された思想・信条、内心の自由を侵す法案です。

近代刑法では、被害が生じた場合に、その犯罪行為を処罰することが原則です。しかし、「共謀罪」は「話し合い・合意」を処罰するため、その内心に踏み込んで捜査することになります。今回の法案は「準備行為」を加えて処罰条件を限定していると言われていますが、「準備行為」に関与していない者も共謀していれば処罰できることから、結局は内心を侵す本質は変わりません。戦前、特高警察が、治安維持法を使い「戦争反対」など思想を弾圧した時代を繰り返してはなりません。

第二に「共謀罪」法案は「テロ対策」どころか、広く市民、団体を監視することになります。

政府は「テロ等組織犯罪準備罪」と名前を変え、「テロ対策」を強調しています。しかし、「共謀罪」が適用される犯罪は676にも上り、テロと全く関係のない公職選挙法や道路交通法など広範囲に渡っています。また、今回、対象を「団体」から「組織的犯罪集団」とした、と言います。しかし、その定義が不明確なため、判断は捜査機関に委ねられ、市民団体や労働団体も対象にされかねません。公職選挙法違反の捜査を口実に、大分・別府警察署員が市民・労働団体の事務所に隠しカメラで違法に監視していた事実からも問題は明らかです。

第三に「共謀罪」は警察の日常的監視、「密告」社会を招きます。

「話し合い・合意」等を捜査するためには、市民からの情報提供、会話そのものの盗聴、「犯人」の自首などが考えられます。しかし、市民からの情報提供を推進すれば、戦前の「隣組」のような住民同士の相互監視・「密告」社会を生み出す危険があります。会話を盗聴するために、日常的に盗聴捜査がおこなわれる恐れもあります。自首すれば刑が減免されるので、「おとり」捜査員が団体に潜入り、「共謀罪」を成立させた上で「自首」し、組織をつぶすことにも利用されかねません。また物的証拠に乏しいため、自白の強要など冤罪を増やす危険があります。

以上のように「共謀罪」は国民の監視と密告による弾圧を可能にする法律にはかなりません。「テロ防止」や「安心・安全」のために、自由な言論や民主主義を制約されることはありません。戦後70年育ててきた日本国憲法のもとの自由と人権、そして民主主義を守るために、「共謀罪」法案の国会提出に強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2017年 月 日

(提出先)

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

衆議院議長

参議院議長

奈良県三宅町議会